除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２３年（へ）第５号

東京都墨田区立花３丁目12番１―506号
申立人　吉田工業株式会社
代表者代表取締役　吉田　勤一
権利を争う旨の申述の終期　平成24年３月27日
平成24年３月28日　姫路簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＶＵ220462
金額　100,000円
支払期日　平成23年９月30日
支払地　兵庫県姫路市
支払場所　株式会社三井住友銀行姫路支店
振出日　平成23年５月31日
振出地　姫路市北条１丁目92番地
振出人　株式会社ノバック　代表取締役　立花　充
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第１号

奈良県御所市東松本276―４
申立人　丸中工業所こと　中井　良一
権利を争う旨の申述の終期　平成24年３月27日
平成24年３月28日　唐津簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　２通
⑴小切手番号　Ｃ011442
金額　114,766円
支払人　株式会社佐賀銀行唐津支店
支払地　佐賀県唐津市
振出日　平成23年４月10日
振出地　佐賀県唐津市
振出人　唐津月星販売株式会社　代表取締役　石田　慎助
最終所持人　申立人
⑵小切手番号　Ｃ017811
金額　220,271円
振出日　平成23年７月20日
⑵の小切手の支払人、支払地、振出地、振出人、最終所持人は⑴の小切手に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第９号

秋田県大館市字中町40番地
債務者　有限会社丸谷酒店
代表者代表取締役　丸谷　郁雄
１　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　謙治
４　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午前10時
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第３９号

三重県度会郡南伊勢町方座浦67番地
債務者　亡吉田敬由相続財産
相続財産管理人　北岡　雅之
１　決定年月日時　平成24年４月６日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北岡　雅之
４　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月27日午前10時30分
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号

神奈川県平塚市錦町15番17号
債務者　株式会社経済工学研究所
代表者代表取締役　城所八千代
１　決定年月日時　平成24年４月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　船津　大介
４　破産債権の届出期間　平成24年５月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午前11時
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第９０号

北海道旭川市春光６条２丁目３番25号
債務者　株式会社えびすや
代表者代表取締役　高久　　敏
１　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
４　破産債権の届出期間　平成24年５月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月26日午後２時
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３５号

大分県別府市大字鶴見1951番地の１
債務者　有限会社冨建
代表者代表取締役　諸冨　　豊
１　決定年月日時　平成24年４月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内田　　健
４　破産債権の届出期間　平成24年５月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午前10時30分
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４３号

新潟県魚沼市小出島1194番地２
債務者　株式会社ドリーム
代表者代表取締役　浦山　　守
１　決定年月日時　平成24年４月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　五十嵐　亮
４　破産債権の届出期間　平成24年６月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午前11時30分
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１２９号

兵庫県加古川市志方町上冨木802番地の３
債務者　有限会社ＭａｒｕＹｏミート販売
代表者代表取締役　北田　隆樹
１　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
４　破産債権の届出期間　平成24年５月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月28日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第７１４号

札幌市南区澄川６条８丁目10番12号
債務者　クリエィトスペース株式会社
代表者代表取締役　橋本　　晋
１　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　賢一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午後１時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８９号

埼玉県久喜市青毛267番地２
債務者　フレッシュマートまるいち有限会社
代表者代表取締役　大谷　　博
１　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　多田　竜一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午前11時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２１９号

さいたま市岩槻区加倉５丁目13番23号エルシオンⅢ101
債務者　株式会社ジェイティエム
代表者代表取締役　高橋　　晃
１　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塚田　壮一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月２日午前10時45分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３９９号

埼玉県上尾市上1775番地１
債務者　株式会社ナレッジシステムプラネット
代表者代表取締役　岡澤　清勝
１　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉岡　　毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月２日午後１時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係